二　報告金融機関等が第六条の六第一項第五号に掲げる者である場合　当該者に係る次に掲げる契約の区分に応じそれぞれ次に定める場所
イ　第六条の六第一項第五号イからニまでに掲げる契約　当該契約によつて成立する組合の主たる事務所の所在地
ロ　第六条の六第一項第五号ホに掲げる契約　当該契約によつて成立する団体の国内に有する事務所等の所在地

3　法第十条の六第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。
一　第六条の三第五項（第六条の五第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときにおける第六条の三第五項に規定する個人既存低額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約
二　第六条の三第九項（第六条の五第八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときにおける第六条の三第九項に規定する個人既存高額特定取引契約者の締結する特定取引に係る契約

4　報告対象契約（法第十条の六第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。）が終了した場合には、当該報告対象契約については、同条第一項中「その年の十二月三十一日において」とあるのは「その年中に」と、「が報告対象契約を締結している」とあるのは「の締結していた報告対象契約が終了した」と、「及び」とあるのは「、当該報告対象契約の終了の事実及び」と、「資産の価額、当該資産」とあるのは「資産」として、同項の規定を適用する。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第二条の改正規定及び第二条の二第二項の改正規定（「同編第七章」を「同編第八章」に改める部分に限る。）　平成二十七年七月一日
二　第二条の二第二項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項の改正規定、同条第七項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項の改正規定及び同条第十四項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項の改正規定、同条第十項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項の改正規定及び同条第十四項の表第百二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項の改正規定、同条第十一項の表の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条第十四項の表第百十一条第四項の項、第百二十条第一項の項及び第百二十一条第一項及び第三項の項の改正規定、同